

○貝塚市総合計画審議会規則

昭和43年3月13日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、貝塚市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成9年規則3号・26年26号〕)

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第2条に掲げる当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、または委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の区域内に住所を有する者であつて、市の募集に応じたもの

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 委員が本来の職を失つたときは、第1項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故ある場合は、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席および資料の提出)

第8条 会長は、審議会の調査審議に関して必要と認めるときは、市長、または関係職員に対して説明を求め、または関係資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所管事務について、委員を補佐する。

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(一部改正〔平成4年規則45号・9年3号・22年10号・令和5年12号〕)

(補則)

第11条 前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会にはかり、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年8月18日規則第14号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年1月29日規則第3号改正)

この規則は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月30日規則第23号改正)

この規則は、昭和57年10月4日から施行する。

附 則(昭和59年5月17日規則第7号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日規則第29号改正)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日規則第3号改正)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月31日規則第45号改正)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第3号改正)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月4日規則第19号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第10号改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日規則第26号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第12号改正)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。